

令和5年(行ク)第41号 執行停止申立事件

(本案事件・令和5年(行ウ)第95号 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件)

申立人 カップ・ロッセル 外

相手方 東京都(処分行政庁 東京都知事)

意見書

令和5年3月24日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課(送達場所)

電話 03-5388-2502

FAX 03-5388-1262

相手方指定代理人 榎本洋一

同 小松弘尚

同 凰城和明

同 柏木健三
(本件連絡担当)

第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 本件申立てを却下する
 - 2 申立費用は申立人らの負担とする
- との決定を求める。

第2 本件事案の概要等

1 事業の概要

本件は、処分行政が、都市再開発法7条の9第1項に基づき、令和5年2月17日付で神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「**本件再開発事業**」という。）の個人施行の施行認可（疎乙第1号証、以下「**本件処分**」という。）をしたところ、本件再開発事業の施行地区の近隣居住者等である申立人らが、本件処分の取消しを求める本案事件を提起するとともに、行政事件訴訟法（以下「**行訴法**」という。）25条2項に基づき、本件処分の効力の停止を申し立てている事案である。

2 本件再開発事業の概要（疎甲第1号証、第2号証、疎乙第12号証）

本件再開発事業は、神宮外苑地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を行うとともに、地域の賑わい形成、歩行者の利便性、安全性及び回遊性の確保、防災性の向上や環境負荷の低減を図るものである。

（1）事業効果

ア スポーツ拠点の整備や沿道での多様な都市機能の導入による賑わい形成
地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国立競技場とも連携しながら国内外から多くの人が訪れるスポーツ拠点を整備する。また、青山通り等の沿道には、業務、商業、文化、交流等の都市機能の導入を図り、魅力ある複合市街地の形成を図る。

イ 歩行者ネットワークの整備による利便性、安全性及び回遊性の確保
地区内と地下鉄外苑前駅を結ぶ地下通路等や不足している東西方向の歩行者動線を整備するとともに、一部にはデッキを設けて園内の歩車分離を図り、歩行者の利便性、安全性及び回遊性を確保する。

ウ 老朽化したスポーツ施設の更新等による防災性の向上

老朽化したスポーツ施設等の更新と都市計画公園の再編整備を通じて、広域避難場所にふさわしい防災性の向上を図る。今後の技術開発の進展を踏まえた新たな省エネ技術の積極的な導入等を含めて検討し、更なる CO₂ の排出削減、省エネルギー化に貢献する。

(2) 個人施行者の名称

三井不動産株式会社、明治神宮、独立行政法人都市再生機構、伊藤忠商事株式会社（以下「本件施行者」という。）

(3) 施行地区

東京都新宿区霞ヶ丘町、港区北青山一丁目、港区北青山二丁目各地内

(4) 施設規模

ア 延べ面積

約 565,000 平方メートル

イ 階数・高さ

ラグビー場棟：地下 1 階／地上 7 階・約 55 m

複合棟 A：地下 2 階／地上 40 階・約 185 m

複合棟 B：地下 1 階／地上 18 階・約 80 m

複合棟 C：地上 2 階・約 10 m

事務所棟：地下 5 階／地上 38 階・約 190 m

ホテル併設野球場棟：地下 1 階／地上 14 階・約 60 m

文化交流施設棟：地上 1 階・約 6 m

ウ 施設用途

ラグビー場棟：ラグビー場、店舗、文化交流施設、駐車場等

複合棟 A：事務所、店舗、ロビー、多目的室、駐車場等

複合棟 B：サービスアパートメント、室内球技場、駐車場等

複合棟 C：事務所、ロビー等

事務所棟：事務所、店舗、ロビー、駐車場等

ホテル併設野球場棟：野球場諸室、観客席、宿泊施設、ロビー、駐車場等

文化交流施設棟：事務所、店舗

工 公共施設等

新宿区 区道（幅員約15m、延長約216m）

港区 緑地（面積約5,860m²）

広場7号（面積約15,000m²）、広場8号（面積約6,800m²）

街角広場1号（面積約1,200m²）、街角広場2号（面積約1,100m²）、街角広場3号（面積約600m²）、街角広場4号（面積約800m²）、

街角広場5号（面積約200m²）

南北通路1号（幅員約10.5m、延長約400m）、南北通路2号（幅員約6m、延長約55m）、南北通路3号（幅員約6～10.5m、延長約70m）

緑道1号（幅員約4m、延長約270m）、緑道5号（幅員約16m（内幅員約8m部分を整備）、延長約250m）、緑道6号（幅員約10m、延長約130m）、緑道7号（幅員約6m、延長約150m）

緑地2号（面積約250m²）、緑地3号（面積約200m²）、緑地4号（面積約300m²）、緑地5号（面積約600m²）、緑地6号（面積約4,000m²）

歩行者通路2号（幅員約8m、延長約20m）、歩行者通路3号（幅員約8m、延長約60m）、歩行者通路4号（幅員約6m、延長約90m）、歩行者通路5号（幅員約8m、延長約80m）、歩行者通路6号（幅員約8m、延長約150m）

歩道状空地8号（幅員約4m、延長約130m）、歩道状空地9号（幅員約4m、延長約130m）

地下通路（幅員約4m、延長約130m）

景観広場1号（面積約850m²）※、景観広場2号（面積約850m²）※
保全緑地1号（面積約2,000m²）、保全緑地4号（面積約4,000m²）※

※港区緑地に含まれる。

才 総事業費

約3,490億円

3 本件処分に係る経緯

- (1) 令和4年3月10日、東京都知事（以下「**都知事**」という。）は、都市計画法21条2項において準用する同法19条1項に基づき東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）の変更、及び同法21条2項において準用する同法18条1項に基づき都市計画公園（第五・六・十八号明治公園）の変更を行った（疎乙第2号証、以下変更後のこれらの都市計画を「**本件都市計画**」という。）。
- (2) 令和4年12月27日付で、本件施行者は、港区長及び新宿区長に対して、都市再開発法7条の9第1項及び第2項に基づき、本件再開発事業の施行認可申請（以下「**本件申請**」という。）に係る都知事宛ての申請書を提出した（疎乙第3号証、以下同号証を「**本件申請書**」という。）。
- (3) 令和4年12月28日、都知事は、本件申請書について、新宿区長から進達を受けた（疎乙第4号証）。
- (4) 令和5年1月23日、都知事は、本件申請書について、港区長から進達を受けた（疎乙第5号証）。
- (5) 令和5年2月17日、都知事は、本件処分をした（疎乙第1号証）。

第3 申立ての理由に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1」について

令和5年3月13日付申立書訂正申立書による訂正後の執行停止申立書（以下「**申立書**」という。）の当事者目録に記載の限りにおいて認める。

(2) 「2」について

認める。

2 「第2 申立人適格について」について

(1) 「一般に～解される。」について

「本案訴訟の申立人適格」を「本案訴訟の原告適格」に訂正の上認める。

- (2) 「そこで～べきである。」について
争う。
- (3) 「1 番号 6 乃至 3 1 の申立人らについて」について
ア 第一段落（都市計画事業～2 6 4 5 頁。）について
認める。ただし、本件再開発事業は、都市計画事業として施行されるも
のではない。
イ 第二段落以降（番号 5 乃至 3 0 ～利益を有する者である。）について
否認ないし争う。
- (4) 「2 それ以外の申立人について」及び「3まとめ」について
争う。
- 3 「第3 本件処分に至る経過について」について
- (1) 「1 相手方と関係権利者によるまちづくり協議」について
認める。
- (2) 「2 東京都による指針の策定」について
ア (1)について
認める。
イ (2)について
否認する。「東京 2 0 2 0 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針（素案）」
についてパブリックコメントを実施したのは、相手方でなく「東京 2 0 2
0 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」である。
- ウ (3)について
認める。
- (3) 「3 本事業者によるまちづくり計画等の提案」について
ア (1)及び(2)について
認める。
イ (3)について
否認する。

神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画等説明会を実施したのは相手方ではない。

ウ (4)について

「相手方に対して」を「東京都、港区、新宿区、渋谷区に対して」に訂正した上で認める。

(4) 「4 都市計画・環境影響評価等の手続」について

ア (1)ないし(5)について
認める。

イ (6)について

「都市計画原案」の説明会を「神宮外苑地区に係る都市計画原案の作成に向けた説明会」に訂正した上で認める。

ウ (7)について

「都市計画案」の説明会を「神宮外苑地区に係る都市計画案の説明会」に訂正した上で認める。

エ (8)について

「都市計画案」を「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画及び東京都市計画公園第五・六・十八号明治公園に関する都市計画案」に訂正した上で認める。

オ (9)について

「都市計画審議会総会」を「第236回東京都都市計画審議会」に訂正した上で認める。

カ (10)について

認める。

キ (11)について

「処分行政庁は、「都市計画」を決定し、公示された」について、「都知事は、東京都市計画地区計画神宮外苑地区計画の変更及び東京都市計画公園第五・六・十八号明治公園の変更を決定し、告示した」との趣旨で認める。

ク (12)ないし(18)について

おおむね認める。

4 「第4 本件再開発事業の概要」について

認める。

5 「第5 本件再開発工事の内容について」について

- (1) 柱書（本件再開発工事～甲30・54頁以下。）について
争う。

都市再開発法には、市街地再開発事業の施行認可前に施行地区内にある建築物を除去することを制限する規定はなく、同施行認可の有無にかかわらず、同建築物を除去することは可能である（権利変換期日前の建築物の除去につき、疎乙第6号証1549ページ参照。）。したがって、神宮第二球場の解体工事は、本件処分の法的効果に基づいて行われるものではない。

- (2) 「1」について

一部不正確な記載があるため、全体として否認する。

本件再開発事業に係る全体の整備計画は、疎甲第7号証18ページ記載のとおりである。

- (3) 「2」について

認める。

- (4) 「3」及び「4」について

争う。

6 「第6 神宮外苑の歴史的・文化的価値について（疎甲14・22頁、疎甲30・48頁以下、疎甲26）」について

疎甲第14号証、疎甲第31号証及び疎甲第26号証に申立人らの主張と同様の記載があることは認める。

7 「第7 本件処分が取り消されるべきであること」について

- (1) 「1 裁量権の範囲の逸脱又は濫用についての判断枠組み」について
申立人らの主張する判断枠組みについては認める。
- (2) 「2 相手方の「公園まちづくり制度」を適用したことについて」につい
て

全体として争う。

後述のとおり、本件都市計画は、都市計画法その他関係法令の規定に則り適式かつ適正に手続が行われており、裁量権の逸脱、濫用はない。

- (3) 「3 都市計画法第12条の5第3項に違反すること」について
全体として争う。

後述のとおり、本件都市計画（地区計画）は、都市計画法12条の5第3項の第1号ないし同第3号の要件を満たす適法なものである。

- (4) 「4 環境影響調査に関する審議が十分なされていないこと」について
全体として争う。

8 「第8 本件処分の取消等を請求する本案訴訟が提起されていること」について

認める。

9 「第9 執行停止の要件を満たすこと」について
争う。

10 「第10 結語」について
争う。

第4 相手方の主張

1 申立人適格がないこと

- (1) 執行停止の申立人適格を有するのは、本案訴訟の原告適格を有する者に限られているところ、申立書・第2・2（3ページ）にいう申立人らは、本件処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に当たらないから、本件処分の取消訴訟（本案事件）の原告適格を有さず、申立人適格を欠くものというべきである。

すなわち、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのあるものをいい、また、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消せざるにとどめず、それが帰属する

個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の抗告訴訟における原告適格を有するものと解されている（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁）。

- (2) 本件において申立人らは、「都民や神宮外苑を訪れる国民に対して景観利益は保護されるべきであ（る）」（申立書5ページ）と主張していることから、要するに、都民や国民といった不特定多数の者の景観利益が、本件処分の行政法規によって個人的利益として保護されていると主張するようであるが、本件処分の根拠法令である都市再開発法及びその関係法令において、都民や国民といった不特定多数の者の景観的利益を個々人の個別的利益として保護していると解される規定は見当たらないから、かかる景観的利益は、上記行政法規によって保護されているものとはいえない。
- (3) これに対して申立人らは、東京都景観条例や景観法を根拠として、都民や神宮外苑を訪れる国民にも景観的利益が保護されていると主張するが、これらの法令は、本件処分の根拠法令でない上、当該法令の関係法令に該当する理由も明らかにされていないから、申立人らの上記主張は理由がない。
- (4) したがって、申立書・第2・2（3ページ）にいう申立人らによる申立ては、申立人適格を欠くものであるから、却下されるべきである。

2 申立人らの主張する損害は、当該処分に後続する一連の手続の続行の停止によってその目的を達成することができること

- (1) 行訴法25条2項は、本文において「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、・・・処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止・・・をすることができる」旨を規定するとともに、同項ただし書において「処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができない」旨規定している。したがって、処分の効力の停止を求める執行停止の申立てがあったとしても、当該処分の執行又は当該処分

の後続する一連の手続の続行の停止によってその目的を達成することができる場合は、当該処分の効力の停止をすることはできないというべきである。

(2)ア 本件において申立人らは、「本件処分により、既に本件事業者は解体工事に着手しており、・・・神宮時宮外苑にある数千本の木が伐採される事態が迫っている」、「本件工事中及び工事完了後の騒音被害や風量被害が必至である。」(申立書19ページ)と主張しているところ、申立人らが効力の停止を求めている本件処分が個人施行者に対する行政処分であることからすれば、申立人らは、要するに、本件施行者が、個人施行者の立場で建築する建築物（都市再開発法2条6号にいう施設建築物、以下「**本件施設建築物**」という。）の建築工事又は同工事の完成により、騒音被害等といった様々な損害が発生するとして、本件処分の効力の停止を求めているものと解される（なお、仮に申立人らが、上記建築工事以外の行為（神宮第二球場の解体工事等）による損害を避けるために本件処分の効力の停止を求めているとするならば、かかる行為は本件処分の効力に基づいて行われるものではないから（第3、5、(1)）、同行為による損害は「処分により生ずる損害」（行訴法25条2項）に該当しない。）。

そこで、本件施設建築物の建築工事等による損害を本件処分の効力の停止以外の手段によって避けることができるか否か検討するに、以下に述べる都市再開発法の仕組みからすれば、当該損害は、本件処分によって直ちに生じるものではなく、本件処分後、権利変換処分がなされ、同工事に着手した後に生じるものというべきであるから、上記損害は、権利変換処分の手続の続行の停止等の手段によって回避することができ、本件処分自体の効力の停止を求めるることはできないというべきである。

イ すなわち、都道府県知事は、都市再開発法7条の9第1項の規定による第一種市街地再開発事業の個人施行の認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、一定の事項を公告しなければならず（同法7条の15第1項）、当該公告があったときは、個人施行者は、同法71条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権

利変換計画を定め、これについて都道府県知事の認可を受けなければならぬとされている（同法72条1項）。

そして、個人施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならず（同法86条1項）、権利変換に関する処分は、当該通知をすることによって行われることとされている（同条2項）。

権利変換に関する処分が行われると、権利変換計画に定める権利変換期日において、施行地区内の土地は、権利変換計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属することとなり、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、原則として、個人施行者に帰属することとなる（同法87条1項、2項）。

個人施行者は、権利変換期日後、工事のため必要であるときは、施行地区内の土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができ（同法96条1項）、当該明渡しの請求があった土地又は当該土地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、個人施行者に土地若しくは物件を引き渡さなければならない。

個人施行者は、上記土地の明渡しの後、施設建築物（同法2条6号）に関する建築工事に着手し、その完了により、従前の関係権利者は、権利変換計画の定めるところに従い、既に権利変換期日において取得した地上権の共有持分に対応する施設建築物の一部を、原始的に取得することとなる（疎乙第7号証381ページ以下）。

ウ 以上によれば、施設建築物に関する建築工事に着手するのは、飽くまで個人施行者が権利変換処分をした後であるから、本件施設建築物の建築工事等によって生ずる損害は、本件処分によって直ちに生じるものではなく、本件処分後、権利変換処分がなされた後に生じるものである。

そうすると、申立人らの主張する上記損害は、権利変換処分の手続の続行の停止等の手段によって回避することができるから、行訴法25条2項ただし書によって、本件処分自体の効力の停止を求ることはできない。

したがって、本件申立ては、この点において理由がないから却下されるべきである。

3 「重大な損害を避けるため緊急の必要」がないこと

(1) 申立入らの主張

申立入らは、「本件処分により、既に本件事業者は解体工事に着手しており、・・・神宮時宮外苑にある数千本の木が伐採される事態が迫っている」、「都営北青山一丁目アパートに居住する申立人らにおいては、本件工事中及び工事完了後の騒音被害や風量被害が必至である。」(申立書19ページ)等と主張していることから、要するに、本件処分が行われることにより、数千本の木が伐採され、騒音被害等も生じることから、申立入らには本件処分による「重大な損害を避けるため緊急の必要」(行訴法25条2項)があると主張するようである。

(2) 相手方の反論

ア 申立入らは抽象的な危惧感等を主張しているに過ぎないこと

申立入らの主張する上記数千本の木が、具体的にどの箇所の樹木を指しているのか判然としないものの、これらの樹木は申立入らが所有するものでないことはもとより、当該樹木に関し申立入らがいかなる権利や法的利益を有するのか何ら明らかにされていないから、当該樹木の伐採により「重大な損害」が発生するとする申立入らの主張はもとより失当である。

また、申立入らは、都営北青山一丁目アパートに居住する者が、本件施設建築物の建築工事等により騒音被害等を受ける旨主張するが、同建築工事等が実施されることによって、具体的にどのような被害が発生するのか全く明らかにされておらず、申立入らの主張は、単なる抽象的な危惧感を指摘するものにすぎない。

したがって、この点に関する申立入らの主張はもとより理由がない。

イ 本件再開発事業に係る環境影響評価の結果からすれば、申立入らが受けれる環境上の影響の程度は重大なものとはいえないこと

仮に上記の点を措いたとしても、本件再開発事業について、本件処分に

先立って行われた事業段階環境影響評価（東京都環境影響評価条例（疎乙第8号証の1）2条3号、疎乙第9号証、以下「本件環境影響評価」という。）の結果からすれば、都営北青山一丁目アパートに居住する者が受ける環境上の影響の程度は、本件処分による行政目的の達成の必要を一時的に犠牲にしてもなおこれを停止して申立人らを救済しなければならないほど重大なものとはいえないから、「重大な損害を避けるため緊急の必要」があるとはいえない。

(ア) すなわち、執行停止の制度は、行政処分につき取消訴訟が提起されても処分の効力等はこれによって妨げられず（行訴法25条1項）、処分の所期の目的を実現し得ることを前提として、限定された要件の下に例外的にこれを停止することを可能とする制度であり（同条2項及び4項）、行訴法は、裁判所が「重大な損害」を生ずるか否かを判断するに当たっては、「損害の回復の困難の程度」及び「損害の性質及び程度」のほか、「処分の内容及び性質」をも勘案するよう求めている（同条3項）。

これらのことと鑑みれば、上記の「重大な損害を避けるため緊急の必要」があると認められるためには、その処分の執行等による行政目的の達成の必要を一時的に犠牲にしてもなおこれを停止して申立人らを救済しなければならない程度に重大な損害を避ける緊急の必要性がなければならぬと解される。

(イ) これを本件についてみると、本件再開発事業については、本件処分に先立ち、本件環境影響評価が実施されているところ¹、この手続において提出された環境影響評価書（以下「本件環境影響評価書」という。）によれば、本件再開発事業の実施による「生物・生態系」、「騒音」及び「風環境」に係る影響の評価の結果は、おおむね以下のとおりとされている。

¹ 本件再開発事業は、「高層建築物の新築」及び「自動車駐車場の設置」について、事業段階環境影響評価の対象事業（東京都環境影響評価条例2条5号）の要件（同条例施行規則（疎乙第8号証の2）3条、別表第1第1欄の「14」及び「15」）を満たすことから（疎乙第9号証の「事業規模（内容）」欄参照。）、本件環境影響評価が実施されている。

a 生物・生態系について（疎乙第10号証の1・373ページ及び374ページ）

- ・ 工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.6%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は331,466m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。
- ・ 事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、4列のいちょう並木を全て保存する計画としている。
- ・ 一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。
- ・ また、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画である。
- ・ 樹木の移植や新植の実施後に、活着の状況のモニタリングを継続して実施し、樹勢の変化などに対し樹木医等の専門家の指導を仰ぎながら対応を行っていく。同様に4列のいちょう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。
- ・ 工事の施行にあたっては、保存する4列のいちょう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場

所を限定し、樹木の保全に努める。

- ・ また、保存する4列のいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。
- ・ あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。
- ・ さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。
- ・ 以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。
- ・ したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

b 騒音について（疎乙第10号証の2・234ページ、235ページ、240ページ及び241ページ）

(a) 工事の実行中

○ 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音

- ・ 解体時の建設作業騒音レベル (L_{A5}) は、勧告基準値 (85dB) を下回る。
- ・ 新設時の建設作業騒音レベル (L_{A5}) は、勧告基準値 (80dB) を満足する。

○ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音

- ・ 一部の地点で環境基準値を上回っているが、現況においても環境基準値を上回っており、その他の地点では環境基準値を満足している。

- ・ 工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1 d B又は1 d B未満である。
- ・ 工事用車両の走行にあたっては、アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、騒音の影響の低減に努める。

(b) 工事の完了後

○ 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音

- ・ 一部の地点を除き環境基準値(昼間70 d B、夜間65 d B)を満足している。
- ・ 上回っている地点は全て現況において環境基準値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間、夜間ともに全ての地点で1 d B未満である。

○ 施設の供用に伴う騒音

- ・ 騒音レベルは、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約80 m)において55 d B程度と予測され、昼間平均(6時～22時)の環境基準値(55 d B)を満足する。

c 風環境について(疎乙第10号証の3・436ページ)

- ・ 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)となる地点が計画地北側、西側、南側に6地点、領域D(強風地域相当の風環境)となる地点が計画地南側に1地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、これらの地点は、計画地南側の青山通り沿いは領域CまたはB(低中層市街地相当の風環境)に、それ以外は領域Bとなり、風環境は改善されると予測する²。
- ・ 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風

² 領域Aは、住宅地としての風環境、または比較的穏やかな風環境が必要な場所を、領域Bは、住宅地・市街地としての風環境、一般的風環境を、領域Cは、事務所街としての風環境、又は比較的強い風が吹いても我慢できる場所を、領域Dは、超高層建物の足元でみられる風環境、一般には好ましくない風環境を意味する(疎乙第10号証の3・426ページ)。

環境に変化はあるものの、領域A（住宅地相当の風環境）及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考える。

このように、本件環境影響評価書では、「生物・生態系」、「騒音」、「風環境」のいずれの評価項目においても適切な環境が維持される旨の評価がなされていることからすれば、本件施設建築物の建築工事等により深刻な環境上の影響が生じるとはいえない。

したがって、都営北青山一丁目アパートに居住する者が、本件施設建築物の建築工事等により何らかの環境上の影響を受け得るとしても、その程度は、本件処分による行政目的（上記第2・2(1)）の達成の必要を一時的に犠牲にしてもなおこれを停止して申立人らを救済しなければならないほど重大なものとはいえず、「重大な損害を避けるため緊急の必要」は認めらない。

(ウ) これに対し申立人らは、「騒音」に関して「本件計画により新神宮球場が建設されると、同球場から都営北青山1丁目アパートまでの距離は約80mとさらに近くなり、環境影響評価書においても、現在よりも騒音レベルが4dB増加して悪化する」（申立書3ページ）と主張する。

「騒音レベルが4dB増加」することによって、具体的にどのような損害が発生すると主張しているのか判然としないものの、本件環境影響評価書においては、「施設の供用に伴う騒音」に係る予想高さを地上1.2mに設定しているところ（疎乙第10号証の2・186ページ）、この場合における騒音レベルは、上記(ウ)bのとおり、環境基準を満足するものとされており、本件施設建築物（野球場棟）の供用により重大な騒音被害が生じるとはいえない。

申立人らが指摘する「将来においては4dB程度増加すると考えられる。」との記載は、飽くまで神宮球場のスタンドの高さ（11m）における騒音レベルに関するものであるところ（同ページ、241ページ）、この点についても、本件環境影響評価書は、「野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音

を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていく。」（同242ページ）としており、本件施設建築物（野球場棟）の供用によって直ちに重大な騒音被害が生じるとはいえない。

したがって、「将来においては4d b程度増加すると考えられる。」との記載だけを捉えて、申立人らに直ちに「重大な損害」が生じるとはいえないから、申立人らの上記主張には理由がない。

4 「本案について理由がないとみえるとき」に該当すること

（1）本件処分が適法であること

ア 都市再開発法によれば、第一種市街地再開発事業を、数人共同して施行しようとする者は、規約及び事業計画を定め、その第一種市街地再開発事業について都道府県知事の認可を受けなければならぬとされ（同法7条の9第1項）、都道府県知事は、当該認可の申請があった場合は、同法7条の14各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならないとされている（同条注書）。

イ これを本件についてみると、処分行政庁は、令和4年12月27日付で本件再開発事業の施行認可申請（本件申請）を受けたところ（疎乙第1号証）、本件申請書（疎乙第3号証）に添付されていた規約（疎乙第11号証、以下「**本件規約**」という。）及び事業計画書（疎乙第12号証、以下同号証の内容を「**本事業計画**」という。）等によれば、①本件申請の手続が法令に違反していること、②本件規約又は本事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること、③本件再開発事業に係る施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたっており、又は都市再開発法3条2号から4号までに掲げる条件に該当しないこと、④本事業計画の内容が本件都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと、⑤本件再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと、といった同法7条の14各号所定の拒否事由がいずれも認められなかつたことから、本件処分をしたのであって、かかる処分行政庁の判断に何ら違法な点はない。このこ

とは、上記第2で述べた本件再開発事業の内容や本件処分に至る経緯に照らして明らかである。

(2) 申立人らの主張に対する反論

ア これに対し申立人らは、「本件都市計画に、『公園まちづくり制度』を適用したことは、その要件や制度趣旨から見て著しく不合理であるとともに、その審理過程が非公開で情報公開がなされず、市民参加の機会を与えないまま、本来であれば適用してはならない『公園まちづくり制度』を適用し、これを前提として決定されている」（申立書14ページ）、「本件都市計画決定は、処分行政の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものとして違法である。」（申立書15ページ）と主張する。

しかしながら、「審理過程が非公開で情報公開がなされず、市民参加の機会を与えない」との申立人らの主張は、これを裏付ける的確な資料が何ら提出されておらず、単なる憶測を述べるものにすぎないというべきであり、本件都市計画について「公園まちづくり制度を適用してはならない」との主張も根拠不明というべきであるから、申立人らの主張は失当といわざるを得ない。

都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）及び都市計画公園（明治公園）の変更（上記第2、3、（1）参照）は、東京都都市計画審議会での審議を経て（疎乙第13号証の1及び同2並びに疎乙第14号証の1及び同2）、決定し告示されたものであり（疎乙第2号証）、都市計画法その他関係法令の規定に則り適式かつ適正に手続が行われており、裁量権の逸脱、濫用はない。

イ また、申立人らは、本件都市計画において「再開発等促進区」として定められた区域（以下「本件再開発等促進区」という。）は、都市計画法12条の5第3項1号ないし同3号の要件を満たしていない旨を主張する（申立書16ページ）。

この点、本件再開発等促進区は、現状、大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる一方で、当該スポーツ施設等の老朽化や広場の不足、歩行者

空間の不足、連続的なバリアフリー経路の不足などの課題を抱えている区域である。

そこで、本件再開発等促進区において、これらの大規模スポーツ施設等の段階的かつ連鎖的な建替えを行うとともに、まとまった規模の緑豊かな広場等の整備や、駅と施設とをつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの形成、青山通り沿道等における商業、業務、文化交流等の諸施設の整備を行うことにより、これらの課題の解決を図りつつ、神宮外苑地区全体として、にぎわいに溢れ、緑豊かで質の高い公園的空間を創出するための計画が具体化されてきたものである。

こうした本件再開発等促進区に係る特性及び事情に鑑みれば、本件再開発等促進区は、①老朽化した大規模スポーツ施設等を段階的かつ連鎖的に建て替える区域であるという点で、「土地の利用状況が…著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域」（同項1号）であり、②広場や歩行者空間等の不足等の課題の解決を図るため、一定規模の広場等を整備する必要がある区域であるという点で、「土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域」（同項2号）であり、③上記の様々な施設等の整備等は、上記の課題の解決にとどまらず、神宮外苑地区全体をより質の高い空間へと発展させることになるという点で、「土地の高度利用を図ることが、当該都市機能の増進に貢献することとなる土地の区域」（同項3号）である、ということは明らかである。

以上のとおり、本件再開発事業に係る施行区域は、都市計画法12条の5第3項1号ないし同3号の要件を満たしているのだから、この点に関する申立人らの主張には理由がない。

ウ さらに申立人らは、「本件事業者が十分な情報開示をしないまま行われた環境影響評価書案に関する環境影響評価審議会における審査は不十分であり、・・・そのような環境影響評価書を元に本件処分をした相手方東京都知事の判断には、前提となる事実を誤認したものであり、その裁量の逸脱又

は濫用がある」（申立書19ページ）と主張する。

しかしながら、「本件事業が十分な情報開示をしないまま行われた」、「環境影響評価審議会における審査は不十分である」との申立人らの主張は、これを裏付ける的確な資料が何ら提出されておらず、単なる憶測を述べるものにすぎないというべきであるし、申立人らの主張する上記各事由が本件処分の違法性を基礎付けるとの根拠も不明であるから、申立人らの主張は失当といわざるを得ない。

第5 結語

以上のとおり、本件申立ては、申立人適格を欠くものであるか、行訴法25条が定める執行停止の要件を充たさないものであるから、速やかに却下されるべきである。